

安全保障理事会決議 1794 (2007)

2007年12月21日、安全保障理事会決議第5814回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する決議および議長声明、とりわけ決議 1756 (2008) を想起し、

コンゴ民主共和国の主権、領土保存および政治的独立を尊重する支持を再確認し、

とりわけ国際連合コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) を通じての、移行後の時期におけるコンゴ民主共和国における平和および安定の統合に貢献し続ける支持を再確認し、

民主主義を統合し、法の支配、グッドガバナンス、回復および開発を促進するためにコンゴ民主共和国およびその国際的協力機関から必要とされる長期的かつ持続可能な取り組みを強調し、

コンゴ民主共和国の領域内の安全を確保することならびに法の支配、人権および国際人道法に関し自国民を保護することに対する同国の主要な責任を強調し、

特に北部キブにおいて重大な治安および人道上の危機をもたらした、ルワンダ解放民主勢力 (FLDR)、ex-FAR/インテラハムウェおよびローラン・ンクンダの反体制民兵を含む、コンゴ民主共和国の東部地域における外国およびコンゴ武装勢力および民兵の継続した駐留に深い懸念を表明し、

ローラン・ンクンダの反体制民兵とコンゴ民主共和国軍 (FARDC) の間の最近の戦闘の人道上の結果に深い懸念をとりわけ表明し、すべての武装集団および民兵の駐留に対応し、不処罰を阻止し、地域における和解、社会の団結、回復および開発を促す取り組みを含む、キブにおける危機に対処するために包括的な取り組みが必要であることを想起し、

国内の同部における治安状況の安定化に役立つ、イツリ地区における戦闘員の武装解除、動員解除および社会復帰の実行に向けての実質的進展に対して MONUC およびコンゴ当局を賞賛し、

対話および協力を通じての共通の治安上の懸念に対応するコンゴ民主共和国およびルワンダ共和国政府の合同の取り組みを賞賛し、コンゴ民主共和国東部における違法な武装集

団の問題の最終的な解決に向けての重要な試金石である、2007年11月9日にナイロビで署名された、両国および大湖地域における平和と安定に対する脅威を終わらせるための共通の取り組みに関する合同コミュニケをとりわけ歓迎し、これに関して、事務総長、その特別代表およびメンケリオス事務次長補によって行われている継続した取り組みに謝意を表明し、

またコンゴ東部における神の抵抗軍（LRA）の継続した関与に対応するためのコンゴ民主共和国政府およびウガンダ共和国政府の合同の取り組みを賞賛し、特に2007年9月8日カビラ大統領とムセベニ大統領の間のタンザニアのングルドトにおける首脳会議を歓迎し、

共通の治安上の懸念を解決するための、コンゴ民主共和国政府および地域の他の国の取り組みをも賞賛し、また2007年12月4および5日にアディス・アベバで開催された3か国プラス合同委員会の高官級会合の結論を歓迎し、

女性、平和および安全に関する決議1325（2000）、紛争区域における国際連合要員、関連要員および人道上の要員に関する決議1502（2003）、武力紛争下の子どもに関する決議1612（2005）、および武力紛争下の市民の保護に関する決議1674（2006）を想起し、

とりわけFDLR、ex-FAR/インテラハムウェ、およびローラン・ンクンダの反体制民兵、またFARDCの他の民兵および武装集団ならびに部隊、コンゴ国家警察（PNC）および他の治安および諜報サービスによって行われる、コンゴ民主共和国における人権および国際人道法の違反の継続を深く憂慮し、これら犯罪に責任を有する者を訴追する緊急の必要性を強調し、

とりわけ民兵および武装集団による、またFARDC、PNCおよび他の治安および諜報サービスの部隊によって行われる性的暴力を非難し、コンゴ民主共和国政府が、MONUCおよび他の関連主体との協力の下、そのような暴力を阻止し、犯罪行為者およびまた彼らが仕える上級の指揮官を訴追する緊急の必要性を強調し、また、加盟国に対して、これに関して支援し、また犠牲者に医療、人道および他の支援を提供し続けることを求め、

コンゴ民主共和国の武力紛争における当事者に関する子どもおよび武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の結論（S/AC.51/2007/17 2007年10月25日）を想起し、

女性の権利を促進し保護し、また決議1325（2000）に定められたジェンダーの配慮をその職務権限全般に及ぶ分野横断の問題として考慮しまた安保理に通知し続けるMONUCの政策を歓迎し、

すべての国家、とりわけコンゴ民主共和国自身を含む地域の国家に対して、天然資源の違法取引を阻止するために適切な措置を取ることを促し、

決議によって定められた武器禁輸および他の措置の履行を密接に監視し続ける決意を宣言し、

コンゴ民主共和国における平和と安定の長期の回復、国民和解および法の支配の確立のため、近々行われる地方選挙を含む、選挙の重要性を想起し、

コンゴ民主共和国の長期の安定化のために、治安部門改革を早急に実行する重要性をも想起し、

2007年11月14日付のMONUCに関する事務総長の第24報告およびその勧告(S/2007/671)を留意し、

コンゴ民主共和国における事態が、この地域において国際の平和と安全に対する脅威を引き起こし続けていることを決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動し、

1. 決議1756に定められているように、MONUCの職務権限および能力を2008年12月31日まで延長することを決定し、また、最大17,030名の軍事要員、760名の軍事監視員、391名の警察官、各125名の要員により構成される6つの編成された警察部隊をその日付まで継続する権限を与える。
2. MONUCに対して、とりわけ市民の保護およびナイロビ合同コミュニケの履行支援を通じて、すべての次元においてキブにおける危機に対応することを最高の優先度とすることを要請する。
3. コンゴ民主共和国の東部にいまだ駐留する民兵および武装集団、とりわけFDR、ex-FAR/インテラハムウェおよびローラン・ンクンダの反体制民兵ならびにLRAが武器を放棄し、適宜、動員解除、再帰還、再定住および再統合にさらなる遅延や条件付けをせずに自発的に関与することを要求し、これら民兵や武装集団が違法な活動からいかなる支援も受けないことを確実とする必要性を強調し、また、決議1698(2006)を想起し、すべての武装集団、特にローラン・ンクンダの軍およびFDLRが、子供を徴用し使用することを

やめ、彼らと関係するすべての子供を解放することを要求する。

4. コンゴ民主共和国政府に対して、キブにおける平和、治安および開発に関する円卓会議の即座の開催を通じてを含み、包括的な方法で、キブにおける危機に対応することを促す。
5. MONUC に対して、職務権限に従いまた可能な能力および資源の使用に関する決定において市民の保護に優先度が与えられること強調し、その能力の制限内および部隊が配置されている区域において、とりわけ FDLR、ex-FAR/インテラハムウェおよびローラン・ンクダの反体制民兵など抵抗している外国およびコンゴ武装集団の武装解除を目的として、適宜、武装解除、動員解除、再帰還、再定住および再統合プロセスへの彼らの参加を確実にするために、FARDC の統合された部隊を支援するために、すべての必要な手段を利用することを奨励する。
6. 事務総長に対して、MONUC が如何に FARDC をさらに支援し、あるいは違法な外国およびコンゴ武装集団に対応する他の措置をとることができるのかについて 2008 年 3 月 31 日までに報告を行うことを要請する。
7. FARDC によるそのような活動が MONUC と合同で、また国際人道、人権および難民法に従って計画されること、また市民を保護する適切な措置を含むことを強調し、また事務総長に対して、安保理への報告において市民を保護するために取られた措置の評価を含めることを要請する。
8. とりわけキブにおいて、身体的な暴力の差し迫った脅威の下で市民を保護するためにすべての必要な手段を利用する MONUC の職務権限を想起する。
9. 事務総長に対して、コンゴ民主共和国政府、地域の政府ならびに他の地域および国際的協力機関との密接な協議の下、キブにおける危機に内在する原因に対応するために政治的解決を促す仲介を用い続けることを要請する。
10. コンゴ民主共和国およびルワンダ共和国政府に対して、緊急事項として、ナイロビ合同コミュニケの下での公約を完全に履行し、また共通の治安上の関心事を解決するために協力し続けることを求める。
11. コンゴ民主共和国およびウガンダ共和国政府に対してングルドト合意の下での公約を完全に履行し、また共通の治安上の関心事を解決するために協力し続けることを求める。

12. 地方選挙の組織、準備および実施におけるコンゴ当局への MONUC による支援に関する 2007 年 10 月 11 日および 11 月 30 日付事務総長書簡 (S/2007/694) を歓迎し、また MONUC に対して、現存の職務権限と合致して、それら書簡に記されている支援を提供し始めることを要請し、また 2008 年 1 月末までにこの問題をさらに審議する意図を表明する。
13. コンゴ当局に対して、軍、警察および司法分野を含み、緊急事項として、治安分野を改革する取り組みを強化することを求め、とりわけ軍の改革のための包括的計画および予定表の進展を奨励し、コンゴ政府に対して、可及的速やかに治安部門改革に関する計画された円卓会議を開催することを招請し、国際的協力機関に対してこの努力を支援することを促す。
14. コンゴ当局、国際連合国別現地チームおよび支援国との密接な協力の下、コンゴ民主共和国における民主的な制度および法の支配の強化に MONUC が提供している支援の重要性を強調し、またコンゴ当局に対して、これら点に関して、MONUC および他の国際的協力機関によって提供された支援を十分に利用することを求める。
15. 子どもの徴用および使用、特に性的暴力に関して女性および子供に対する重大な違反に責任を持つ者に特に注意を払いながら、人権高等弁務官により同国において始められた人権侵害地点図作成を完全に支援する、人権法および国際人道法の重大な違反の行為者を遅延なく訴追することにより不処罰を阻止し、また武装軍、国家警察およびその他の治安サービスを含み、公的な地位の候補者を選別する際に、国際人道法および人権に関して候補者の過去の行動を考慮する身元調査メカニズムを設立するコンゴ当局に対する要請を繰り返す。
16. 人権の促進および保護を支援し、不処罰を阻止するために人権侵害を調査し、移行期正義の戦略の発展および履行を支援し、人権及び国際人道法の重大な違反の行為者を訴追する国内および国際的な取り組みに協力する MONUC の職務権限を想起する。
17. 人道および国際連合要員の保護に関連する国際人道法の関連規則および原則を完全に順守するすべての当事者の義務を再確認し、また関連するすべての当事者が、適用される国際法に規定されているとおり、支援を必要としているすべての人に対して、人道要員による即座、完全および支障のないアクセスを認めることを要求する。
18. MONUC に対して、特にコンゴ民主共和国における武装部隊により行われた性的暴力

の規模および深刻さを念頭において、性的暴力を予防しまた対応する取り組みへの全般的な再検討を行い、また国際連合国別現地チームおよび他の国際的協力機関との密接な協力の下、性的暴力の予防、保護および対応を強化するために、包括的なミッション全般の戦略を実行し、また事実に基づいたデータおよび問題の傾向分析を含み、この点について取られた行動に関して、必要に応じて別個の添付資料を含み、報告を定期的に行うことを要請する。

19. MONUC に対して、その職務権限および活動についての認識を高めるために、文民とりわけ国内避難民との相互理解を強化することを奨励する。
20. MONUC の将来の漸進的な削減について事務総長によって示された基準を留意し、それら基準を達成するためコンゴ当局を援助するすべての構成要素の活動を集中的に取り扱うことを奨励し、また事務総長に対して、基準をさらに発展させ、国際連合統合ミッション計画プロセス (IMPP) の適用を含み、この点に関してなされた進展について安保理に定期的に報告することを要請する。
21. 事務総長に対して、上記第 7、18 および 20 項に言及された事項を含み、コンゴ民主共和国の事態および MONUC の活動に関して、少なくとも 3 か月ごとに定期的に報告し続けることを要請する。
22. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。